

平成 1 5 年度 答申第 1 号

(平成 1 5 年 7 月 9 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開
審査会

答 申 第 1 号

平成15年7月9日

宝塚市長 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条第1項に基づく諮問について（答申）

「平成12年度から平成14年度までの議員報酬差押えに関する神戸地方裁判所伊丹支部からの差押命令書及び差押えに関連する公文書一式」の情報公開請求に対する非公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った非公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、「平成12年度から平成14年度までの議員報酬差押えに関する神戸地方裁判所伊丹支部からの差押命令書及び差押えに関連する公文書一式」（以下「本件文書」という。）のうち、差押えを受けた議員の住所と氏名等差押えを受けた議員が特定され得る部分、事件番号、差押金額とその内訳及び差押債権者の住所と氏名等の差押え内容を非公開とし、その他の部分については部分公開決定を行うのが妥当である。

2 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が宝塚市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、本件文書の公開を請求したのに対し、実施機関が本件決定をしたため、当該決定を取り消し、公開することを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、平成15年1月21日付け陳述書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア プライバシーに係る個人情報も絶対ではなく、公共性、公益性、社会的関心、知る権利から制限できる。公職者の個人情報が保護対象となると、権力に不都合な情報、不正・腐敗行為に関する情報が封殺されるおそれがあり、それゆえ、当該個人情報は常に社会の批判や監視を必要とし、公職者はその職業を選択することにより、私生活、経歴などのプライバシーの権利の一部を放棄している。これがパブリック・フィギュア理論の通説である。

イ 市議会議員の報酬は生活給ではない。すなわち、市議会議員は特別職の地方公務員として、兼職が可能であり、議員報酬は、議員の指導的地位、市民を代表して行う公的活動に対する対価である。神戸地方裁判所伊丹支部によると、報酬は給与と異なり全額差押えが可能とのことであり、現実に全額が差し押さえられていると推測される。このように裁判所も、市議会議員という公的地位、公的活動に対する対価という立場を取っている。

ウ 「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」（以下「資

産公開法」という。)に基づく資産公開については、形式論に立つべきではなく、政令指定都市を除く一般市の議員には条例化が求められていないことを理由に非公開とすることは、法律の趣旨をゆがめてしまうと考える。

エ 私法上の行為にも議員の地位利用はあり得るので、地位利用による私法上の行為の結果、議員報酬が差し押さえられた場合にも個人情報として保護すべきであると言えるのか明確にすべきである。

オ 議員報酬そのものが議員の公的地位、公的活動に対する報酬という性格である以上、議員報酬の差押えという事実そのものが、議員という公職者の適格性を問う上で必要不可欠な情報なので、プライバシーを上回る公益性がある。

カ 本件請求は、個人の識別を目的とした請求でなく、議員報酬についての差押えの事実の有無についての請求なので、議員の数が少ないのでこれを認めれば、個人の識別につながるという実施機関の反論は当を得ていない。

3 実施機関の説明

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 議員報酬は、生活給的な部分が含まれておらず、給与と性格が異なるのは認めるが、議員報酬の差押えに関する情報も、登記簿上公示され、公知の事実となっている不動産の差押えに関する情報などとは異なり、個人の経済生活上最も他人に知られたくない個人情報の一つであり、条例第7条第1項第1号の非公開情報に該当する。
- (2) 自由経済の下では、経済活動による失敗は起こり得るので、その結果、差押えという事態が生じたとしても、それ自体は議員の身分に影響はなく、したがって、差押えを受けた事実は議員の地位・権限に関わる情報ではない。

また、実施機関としては、市議会議員が本会議・委員会へ出席し、諸案件の解決に向けて発言する等の行為があれば基本的な職責を果たしているとみるべきであって、居所不明となったり、差押債権者の行為により議場が混乱するというような事態が起これなければ、議員活動は正常に行われていると判断せざるを得ない。

- (3) 公職者の資産等が公開されるのは、公職者がその地位を利用して不当に資産を形成することのないよう監視の対象となることを意味し、私法上の行為の結果、議員報酬を差し押さえられたとしても、それは議員の地位利用とは関わりがない。加えて、資産公開法に基づく資産の公開が政令指定都市以外の市議会議員には求められていな

い。したがって、議員報酬差押えの事実は、市議会議員としての適格性を判断するための不可欠な情報とは言い難い。

- (4) 今回の非公開決定においては、文書の存否について、応答を拒否した。仮に存在を認めたとしたら、個人名を特定した差押えに関する文書の請求が順次行われれば、非公開又は文書不存在の決定を行わざるを得ず、非公開と決定した議員の個人名が特定されてしまう事態が想定されるので、文書の存在自体について応えるべきではないと考え、全面非公開にした。

4 審査会の判断

- (1) 個人情報として保護される範囲について

条例第3条は、実施機関の責務として、情報公開請求権が十分保障されるよう条例を解釈し、運用することを義務付けるとともに、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮を求めている。

非公開となる個人情報は、「通常他人に知られたいと認められる」個人情報である(条例第7条第1項第1号)。どのような個人情報が「通常他人に知られたいと認められる」かは、特別の事情がない限り通常的感受性を備えた合理的人間を基準として判断せざるを得ない。また、プライバシーの権利は、公開することにより得られる公益との比較衡量によって左右されるという意味において、絶対的な権利ではなく、相対的な権利である。したがって、ある人にとってプライバシーとして非公開とされるべき情報が、別の人にとっては公益との比較衡量の結果プライバシーと認められないこともあり得る。

次に、公務員情報について、条例第7条第2項で、「公開請求に係る公文書に記録されている情報が、公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の職及び氏名について、前項第1号の規定により非公開とすることはできない。」と規定し、職務の遂行に係る情報であるときは、公務員の職及び氏名を個人情報以外の非公開理由がない限り、公開しなければならないことを明文化している。

なお、地方公務員法第2条に規定する公務員には、地方公共団体の議会の議員も含まれるため、当該議員の職務の遂行に係る情報については、氏名とともに公開されな

ければならない。

(2) 議員報酬の差押えに関する情報について

市議会議員報酬の差押えに関する情報が個人情報として保護されるべきかどうかについて検討する。

ア 資産等の公開に関する条例について

宝塚市においては、市長を対象とする「政治倫理の確立のための宝塚市長の資産等の公開に関する条例」（平成7年12月25日条例第47号）が制定されているものの、議員を対象とした条例は未制定である。

資産公開法及び市長や議員を対象とした資産公開条例の目的は、市長や議員の地位利用による不当な資産形成の監視にあり、このため一般人にとってはプライバシーとされる財産関係情報の一部を公開するものである。

当審査会が調査した自治体における議員を対象とする資産公開条例のなかには、債務の明細及び給与所得額を公開項目として挙げているものがあり、このような資産公開条例を有する自治体の議員にとっては、個々の債務の借入先及び金額、給与の出所及び額が公開されることになる。これは、議員を対象とした資産公開条例を制定していない自治体においても、情報公開条例に基づき非公開とされる個人情報の範囲を確定するための一つの判断基準になり得るものと解される。

しかし、個々の債務において差押え事実の有無についてまでの記載は定めておらず、様式においても差押えに関する記載欄も設けられていない。このため、差押えに関する記述は予定されていないと解される。また、給与所得額は、仮に差押えを受けて現実に本人の収入となっていなくても、差押え前の額が記載されるべき額となる。したがって、給与所得額の項目の記載からも、差押えの事実の有無は判明しないと考えられる。

イ 差押えの個人情報該当性について

アで述べたように、債務の明細及び給与所得額を公開項目と定めた資産公開条例においても差押えの事実の記載までは定めていない。

当審査会は、通常の経済的行為の結果、差押えを受けるに至ることは、その者の政治的活動にかかわらず誰にでも生じ得る事態であり、差押えの事実の公開が公選の公務員又は候補者の適格性の判断に当然に必要とされるとまでは言えないと

考える。よって、差押えの事実の有無は、差押えを受けた者が議員であるという地位、立場を考慮しても通常他人に知られたくない個人情報に該当すると解される。

(3) 実施機関が請求に対して存否応答拒否を行ったことについて

実施機関は、議員の数が少ないので、本件文書の存否を明らかにすれば今後、順次又は名指しで差押え情報の公開請求があった場合、個人名が特定され得ることになる旨述べているが、それは順次又は名指しで公開請求が行われたときに個別にその存否を明らかにするかどうかも含めて判断すべきものとする。つまり、本件対象文書のような性格を持つ文書については、個人を特定した形での請求は認められないが、個人を特定しない形での請求には応えなければならないとするものであり、そのように考えることが情報公開制度の趣旨に合致すると考える。

(4) 部分公開を行うことについて

当審査会は、本件文書の存在を認めた上で非公開決定することにより、差押えを受けた議員が1人以上存在することが明らかになるので、非公開決定であっても異議申立ての目的は達せられると思われるが、議員が差押えを受けたことにより、実施機関にはどのような内部事務が発生し、どのような手続がなされているかを明らかにすることは、意味があると考えるので、冒頭のとおり部分公開決定を行うことが妥当と考える。

5 反対意見

本件には次のような反対意見があったことを付記する。

議員の報酬は、公務員の給与と異なり生活給ではない以上、公務員の職務に関する情報である。その上、当該議員報酬が債権者から差押えを受けているかどうかという情報は、少なからず、有権者の投票行動に影響を与えるものと考えられることから、議員のプライバシーよりも公開による公益性が優ると言えるので、公開の対象とされるべきである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川 雅行	関西学院大学法学部教授 (刑法)
植木 壽子	弁護士 (大阪弁護士会)
荏原 明則 (会長代理)	神戸学院大学法学部教授 (行政法)
中村 留美	弁護士 (兵庫県弁護士会)
平松 毅 (会長)	関西学院大学法学部教授 (憲法)

2 審査過程

	日程	内容
1	平成15年 1月 8日	諮問
2	平成15年 1月21日	異議申立人による陳述、実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成15年 2月10日	審査
4	平成15年 3月27日	審査
5	平成15年 4月17日	審査
6	平成15年 5月20日	審査
7	平成15年 6月24日	審査
8	平成15年 7月 9日	答申